

福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部

平成23年7月28日(木)(第22報:特別版)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する 情報を随時提供してまいります。

ー - 第 22 報の紙面					
「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言・・・・・・・					
ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト・・・・・ お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
生活支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
雇用・就業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
住宅について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9				

「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言

福島県は、「ふくしま」の将来を担う子どもたちを、何としても守り抜かなければならない、と同時に、今県外に避難している子どもたちの、一刻も早く「ふるさと・ふくしま」に戻りたいという思いに応えられるよう、安全で安心な「ふくしま」を再生していかなければならないと決意いたしました。

そのため、校庭の表土除去や線量計の配付、長期にわたる県民の健康管理、ホールボディカウンターの整備、さらには、自然体験活動への支援など、考えうる、あらゆる手立てを「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」として取りまとめました。

このプロジェクトに福島県の総力を結集して取り組んで行くため、7月8日に、関係団体の 方々にも出席いただき、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」推進会議を開催し、『「ふ くしま」の子どもを守る緊急宣言』を発表いたしました。

「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言



子どもは社会の宝であり、子どもが元気で明るく心身ともに健やかに成長することは社会全体の願いである。

しかし、今、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、県民の安全と安心を根底から揺るがし、特に子どもたちの生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

「ふくしま」の未来を担う大切な子どもたち。その子どもたちが、青空の下で伸び伸びと活動できるよう、安全で安心な「ふくしま」を取り戻さなければならない。

また、県外に避難を余儀なくされ、ふるさとへの思いを募

らせている子どもたち。その子どもたちの、一日も早く「ふくしま」へ帰りたいという願いに応えられるよう、震災前の笑顔あふれる「ふくしま」を再生させなければならない。

「ふくしま」の子どもを守り抜く。

この強い決意の下、県民の皆さん、関係団体、市町村、県が一丸となり、総力を挙げて、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」に取り組み、豊かで美しく、子どもたちを健やかに育む福島県を再び築きあげていくことをここに宣言する。

平成23年7月8日

「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」推進会議会長

福易県知事 佐藤雄平

ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト

1 ふくしまっ子夏の体験活動応援事業について

東日本大震災により、子どもたちが屋外で十分活動できる環境が少なくなっていることから、夏休み等に心身ともに伸び伸びと自然体験活動や交流活動等ができる機会を提供します。

夏の体験活動応援補助事業

夏休み等を利用し、自然体験活動や交流体験活動等を実施する団体などに補助します。

- ◆実施期間 9月30日まで
- ◆参加対象 原則として「幼児・小中学生(特別支援学校を含む)」を中心とした団体 (学校、公民館、PTA、スポーツ少年団、子ども会(育成会)、社会教育団 体等)になります。

※子どもの参加状況によって保護者や引率者も補助の対象となります。

- ◆参加規程
- ・子どもの参加が5名以上の団体とします。
- ・実施場所は、原則として福島県内とします。
- ・自然体験活動や交流活動等を中心としたものとします。
- ◆補助内容
- ・宿泊費 1泊7千円を上限とし、7泊まで補助。
- (1人当たり)・交通費(体験活動費を含む)5千円を上限として補助
 - ・保険料 千円を上限として補助
- ◆申込み先
- ・市町村企画事業は、お住まいの市町村教育委員会へ
- ・各種団体参加は、県内主要旅行業者へ連絡し活動内容等のコーディネートを依頼してください。

【お問い合わせ先】

- ●お住まいの市町村教育委員会 または
- ●福島県教育庁社会教育課 **は**024-521-8192

2 線量低減化活動支援事業について

県では、学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、通学路や公園の清掃など県内 各地域の放射線量を低減させる事業を実施します。

町内会などの地域団体(約6000団体:上限50万円)に空間線量計や高圧洗浄機などの 購入費等を助成し、地域ぐるみの除染体制を確立します。

県は、夏休み中の除染開始を目指します。

【お問い合わせ先】

●福島県一般廃棄物課 **な**024-521-7249 または各地方振興局県民環境(県民)部

≪参考≫「生活空間における放射線量低減化対策に係る手引き」について

現在の生活空間における放射性物質のほとんどはセシウムです。セシウムは、土壌の表面に吸着されているため、雨水(濁水)の流れる場所は線量が高いという特徴があります。これら線量の高い場所は、通学路等の身近な生活空間にも存在しますが、除染することにより子どもたちの被ばくの危険性を減じることができます。

県では、先に福島市内の3つの小学校において実施した校舎や通学路等の線量低減化対策モデル事業の成果を踏まえ、身近な生活空間における具体的な除染の方法や除染に伴い発生する廃棄物の取扱い等をまとめた「生活空間における放射線量低減化対策に係る手引き」を7月15日作成いたしました。 ※「手引き」は、逐次改訂を予定しております。

内容)第一 地域における放射線量低減化対策を進めるための準備

第二 除染及び清掃活動の実施方法と発生した廃棄物の処理

第三 除染や清掃活動以外の被ばく量低減化対策

【お問い合わせ先】

お知らせ

1 避難所に避難されている皆様へ

避難所に避難されている皆様には、仮設住宅の完成等に伴い、順次、避難所からの入居ができるようになっております。

まだ仮設住宅又は借り上げ住宅への移動先がお決まりでない方は、元々お住まいの市町村役場に、お早めにご相談、お申し込みをお願いします。

県内の各避難所(旅館・ホテルを含む)は、8月末をもって原則として閉鎖することとなりましたので、あわせてお知らせします。

なお、仮設住宅の完成を待つなどの理由により、8月末までに移動できない場合には、各市 町村へご相談ください。

2 子ども向け放射線対策パンフレットについて

県では、放射線の基礎知識や日常生活を送る上での注意点などについて、未就学児、小学生、中学生、保護者向けにわかりやすくまとめたパンフレットを作成しました。今後、学校などを通じて配付していきます。

なお、パンフレットの内容については、県のホームページでもご覧になれます。

【お問い合わせ先】

●放射線に関する相談窓口 ☎024-521-8127

3 義援金(第2次配分)について

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金(国義援金)及び県に寄せられた義援金(県義援金)の第2次配分を行います。

◆配分方針

①県独自基準

震災により、両親が死亡又は行方不明となった 18 歳未満の子ども (震災孤児)、父又

は母が死亡又は行方不明となった 18 歳未満の子ども (震災遺児) を対象とし、県義援金より新たに配分します。

震災孤児・・1人100万円、震災遺児・・1人50万円

②市町村設定基準

国義援金、県義援金を、市町村における被害(死亡・行方不明、全・半壊数、原発避 難関係世帯数)の程度に応じて、県から各市町村に按分して枠配分します。

市町村が、県からの枠配分額の範囲内で、その地域の実態に則して配分対象・配分基準額を独自に設定し被災された方々へ配分します。

◆配分方法

- ①、②ともに市町村より配分します。
- ②の配分対象・配分額や①、②の配分方法等については、準備が整い次第、市町村からお知らせします。

【お問い合わせ先】

●各市町村窓口 「市町村問い合わせ先一覧」をご覧ください。

4 震災特例旅券について

東北地方太平洋沖地震により自宅が滅失したり損壊する等してパスポートの紛失届を提出 された方が希望する場合、紛失等したパスポートの残存有効期間を限度とする震災特例旅券を、 **国及び県の手数料を徴収することなく**発給する特例措置を行っています。

【お問い合わせ先】

●福島県パスポートセンター **数**024-525-4032

●福島県県中地方振興局パスポート窓口 ☎024-935-1222

●福島県県南地方振興局パスポート窓口 ☎0248-23-1508

●福島県会津地方振興局パスポート窓口 20242-29-5220

●福島県相双地方振興局パスポート窓口 ☎0244-26-1119

●福島県いわき地方振興局パスポート窓口 ☎0246-24-6010

●福島県南会津地方振興局パスポート窓口 200241-62-2062

5 運転免許証などの有効期間の延長について

有効期間の末日が、 平成23年3月11日 (地震発生日) 以降の方 については、8月31日まで引き続き運転することができます (8月31日までに更新手続をしてください)。 ※ 運転免許証の更新以外の手続についても同様の措置がとられています。

【お問い合わせ先】

●福島運転免許センター ******024-591-4372 または最寄りの警察署

警戒区域等における環境放射能測定結果

警戒区域等の測定値の一部をお知らせします(平成23年7月25日 15:00現在)。

【警戒区域】

					· ·	,
	楢葉町		富岡町	大熊町	沮	浸江町
旧楢葉消防分署	繁岡地区集会所	中平集会所そば	旧富岡町役場	原子力センター	中央公園	幾世橋小学校
0.40	1.47	1.66	4.20	7.15	1.29	0.65

【計画的避難区域】

浪江町	葛尾村	川俣町		飯館村
津島支所	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
4.20	7.28	1.62	2.70	9.30

【緊急時避難準備区域】

(単位: μ Sv/時)

(単位: μ Sv/時)

広	野町	川内村		南相馬市
広野町役場	ニツ沼総合公園	川内村役場	横川ダム	南相馬合同庁舎駐車場
0.39	0.73	0.23	1.64	0.46

【お問い合わせ先】

福島県災害対策本部 原子力班 2024-521-1917 または、下記ホームページでも最新情報をご覧いただけます。

【PC】 http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=23853 (環境放射能測定結果・検査結果関連情報)

【携帯】 http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/nuclear/report15.html (県内各地方環境放射能測定値について)



(単位: # Sv/時)

生活支援について

1 生活復興支援資金貸付のご案内

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要になる経費等の貸付を行います。

- ◆ 対象世帯 〈①及び②の両方に該当する世帯〉
 - ①東日本大震災により被災した世帯 (下記のいずれか)
 - ・「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯。 ※ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」等は除く。
 - ・震災発生時の居住地が、原発事故に伴い警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点であることが確認出来る世帯
 - ②低所得世帯(被災したことにより低所得世帯となった場合を含む)
 - ※低所得世帯基準とは…1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準の1.7

◆ 貸付対象者の要件

- ①世帯の生計中心者であること(ただし、生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方を対象とする)。
- ②今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会や民生委員等による相談・支援を受けることに同意が得られること。
- ③生活再建後は、就労収入等により償還(返済)が見込めること。

◆ 貸付の内容(概要)

- ①資金の種類・使途・貸付限度額
 - ・一時生活支援費(使途;生活の復興の際に必要となる当面の生活費)(単身世帯)月15万円以内、(複数世帯)月20万円以内 各、6ヶ月以内
 - ・生活再建費(使途;転宅に際しての運送費、敷金、礼金、不動産仲介手数料、家具什器費 等) 80万円以内
 - ・住宅補修費(使途;住宅の補修費用) 250万円以内
- ②連帯保証人;原則、1名必要
- ③貸付金利子;無利子(連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子)
- ④据置期間;貸付日から2年以内
- ⑤償還期間;20年以内(貸付金額に応じて異なります)

◆ その他

- ・借入申込をした後、福島県社会福祉協議会において審査を行います。 ※審査結果によっては、貸付が出来ない場合もあります。
- ・貸付条件等詳細は、住民票のある(避難されている場合は、避難先)市町村社会福祉協議会へご相談ください。

【お問い合わせ先】 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会(地域福祉課) な024-523-1250(9:00~17:00、土、日祝日を除く)

2 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

【窓口電話番号】常024-523-1501

○相談時間:8:30~21:00 (毎日)

※毎週水曜日(祝日含む)の13時~17時は、弁護士による法律相談を行っております。

- ○相談内容
 - ・原子力損害賠償制度の概要
 - ・原子力損害賠償紛争審査会(所管:文部科学省)が定める指針
 - ・賠償に係る今後の手続き など

【参考】

●東京電力「補償相談センター(コールセンター)」

♥0120-926-404 (9:00~21:00)

(被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。)

●中小企業一次仮払い相談室(福島県商工会連合会内)

☎0120-008-803 (9:00~17:30)

- ※ 6月1日より警戒区域等に事業所を有する中小企業者の方々に対する営業損害 に対し、仮払補償金の請求・支払いが開始されております。
- ●福島県弁護士会(震災・原発相談窓口)

☎0120-700-791(平日10:00~16:00)

3 農家経営安定資金(東日本大震災農業経営対策特別資金)について

- ①東北地方太平洋沖地震対策資金及び原発事故対策緊急支援資金
 - ◆資金種別
 - ア 平成23年東北地方太平洋沖地震による地震、津波の被害を受けた農業者等が必要とする施設等の復旧資金及び運転資金(東北地方太平洋沖地震対策資金)
 - イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による出荷制限や風評被害等により、農家収

入が減少した農業者等が緊急に必要とする運転資金 (原発事故対策緊急支援資金)

◆貸付限度額 アの資金…500万円以内

イの資金…個人:1,000万円以内、法人・団体:1,200万円以内

◆貸付利率 1. 2%以内(ただし、JA取扱いについては無利子)

◆償還期間 10年以内(うち据置3年以内)

◆取扱金融機関 県内各農協、㈱福島銀行・㈱大東銀行・㈱東邦銀行本店及び各支店

②農家経済維持支援資金

◆貸付対象者

原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等 ア 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行 政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等

イ 作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産 物を生産していた農業者等

◆資金使途 農家経済の維持に必要な資金

◆貸付限度額 200万円

◆貸付利率 無利子

◆償還期間 5年以内(うち据置3年以内)

◆取扱金融機関 県内各農協、㈱福島銀行・㈱東邦銀行の本店及び支店

【お問い合わせ先】

●福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

4 個人事業税の課税延期のお知らせ

県内で事業を営んでいる方を対象とした個人事業税は、通常8月31日(第1期分)までと 11月30日(第2期分)までの2回に分けて納めることになっていますが、平成23年度課 税分については東日本大震災に伴う納期限等の延長措置により、納税通知書の発付を延期して います。

具体的な課税の時期については確定し次第改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

連絡先	所在地	電話番号
県北地方振興局県税部	福島市中町1一19 中町ビル6F	024-523-4698
県中地方振興局県税部	郡山市麓山 1 — 1 — 1	024-935-1251
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局県税部	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5214
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本 1 5	0246-24-6032

5 自動車(軽自動車を除く)が被災された皆様へ

~平成23年度自動車税定期課税(9月以降予定)について~

東日本大震災の地震・津波による被災自動車(使用不能・所在不明)については、**平成23 年度以降の自動車税について課税を停止します**ので、以下の手続きをお願いします。

なお、原子力災害による被災自動車については、現在検討中ですのでお待ちください。

◆被災車両としての永久抹消登録による課税停止

○運輸支局において、被災車両としての永久抹消登録をお願いします。

(詳しくは、**福島運輸支局(電話050-5540-2015)**にお問い合わせください。)

※被災自動車の代替自動車取得の優遇措置(非課税措置)の申請には、被災車両として永久抹消登録された登録事項等証明書の添付が必要です。

◆連絡先

- ○被災車両として永久抹消登録がお済みの方は、県への**連絡は不要**です。 (登録時期により納税通知書が発付される場合がありますので、その際はご連絡ください。)
 - ○<u>永久抹消登録できない場合</u>は、最寄りの(避難先の)各地方振興局へ、登録ナンバーを確認のうえ、電話連絡をお願いします。
 - ○<u>県外避難の方</u>(県外運輸支局で永久抹消登録された場合等)は、下記担当の県地方振興局 に登録ナンバーを確認のうえ、電話連絡をお願いします。
 - ▶受付期限・時間:平成23年8月5日(金)まで(平日、8時30分~17時00分)

県北地方振興局県税部	(福島市)	024-523-0051 • 0021 • 3598	北海道・東北地方
県中地方振興局県税部	(郡山市)	024-935-1247 • 1244 • 1241	東京都・千葉県・神奈川県
県南地方振興局県税部	(白河市)	0248-23-1514 • 1519	茨城県・栃木県・群馬県
会津地方振興局県税部	(会津若松市)	0242-29-5261 • 5241 • 5243	新潟県・東海地方・近畿地方
南会津地方振興局県税部	(南会津町)	0241-62-5214 • 5213	富山県・石川県・福井県
相双地方振興局県税部	(南相馬市)	0244-26-1127	四国地方・九州地方・沖縄県
いわき地方振興局県税部	(いわき市)	0246-24-6025 • 6035 • 6037	埼玉県・山梨県・長野県・中国地方

雇用・就業について

1 がんばろう福島!"絆"づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計 2,000 名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内6方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

現在、各事業者が順次求人していますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

- ◆雇用対象者 被災された方、失業中の方
- ◆雇用期間·条件 業務内容による (フルタイム・パートの別あり)
- ◆業務内容例
 - ・コミュニティ業務の補助(清掃等の環境整備)
 - ・災害弱者などへの生活支援(通院介助、買い物代行支援)
 - ・支援物資の整理・配布
 - ・災害対策本部に関する補助業務 など
- ◆**従事場所** 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所
- ◆募集方法

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

【雇用に関するお問い合わせ先】

・県北 : 株式会社トーネット **2024**-539-9771 ・県中、相双、いわき : 株式会社ワールドインテック **2024**-990-0631 ・県南 : ニューワーク情報サービス有限会社 **2024**8-72-0064 ・会津、南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム **2024**2-37-7350

【事業に関するお問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 常024-521-7290
(福島県ホームページにおいても、「福島 絆」で検索し、事業内容を確認できます。)

2 耕作放棄地を利用した避難先での営農再開について

東日本大震災や原発事故で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して

営農を再開する取組みを支援します。

◆事業内容

国では、耕作放棄地の再整備や再生した農地での作物栽培を実証するため「実証ほ」 の設置を支援しています。

今年度から、「被災者支援実証は」の設置が可能となり、同実証ほを設置した市町村 の地域協議会では、被災された皆さんを雇用したり、運営業務を委託することができるよ うになりました。

被災された皆さんには、自己負担なしでも営農を再開することができる上、栽培する 作物にあわせた農業用施設(パイプハウス等)の導入も可能となります。

【お問い合わせ先】

- ●福島県農村振興課 口24-521-7416
- ●各県農林事務所農業振興普及部(営農相談窓口)
- ●各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

3 他府県等からの農業関係雇用等支援情報について

被災者に対して、熊本県や石川県など7府県から期限に定めのある(多くは平成24年3月 末日まで)農業関係での雇用等の支援情報が寄せられています。

関心のある方は、下記のHPをご覧いただくか、お近くの農林事務所農業振興普及部または 農業普及所(営農相談窓口)にお問い合わせ下さい。

◆福島県農業振興公社 青年農業者等育成センターHP

[http://www.fnk-syunou.jp//cgi/info_disp.cgi?mode=meisai&no=89]

【お問い合わせ先】

●福島県農業担い手課 ☎024-521-7340

4 福島県職員・警察官採用候補者試験のお知らせ

平成23年度の福島県職員(高校卒程度)及び福島県警察官採用候補者試験を行います。 現在、応募をしているのは下記のとおりです。

①福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験

◆採用予定人員 12名程度(行政事務)、3名程度(警察事務)、3名程度(土木)

平成2年4月2日から平成6年4月1日までの生まれの者(大学を卒業 ◆受験資格 した者又は平成24年3月末日までに大学を卒業する見込みの者を除く)

◆受付期間 8月1日(月)~8月26日(金)

◆第1次試験 9月25日(日)

②福島県警察官〔警察官 B (男性·女性)〕採用候補者試験

◆採用予定人員 7 4 名程度(警察官 B 男性·一般)

12名程度(警察官B 女性·一般)

昭和53年4月2日から平成6年4月1日までの生まれの者(大学を卒業 ◆受験資格 した者又は平成24年3月末日までに大学を卒業する見込みの者を除く)

7月15日(金)~8月19日(金) ◆受付期間

9月18日(日) ◆第1次試験

(詳細は、福島県人事委員会または福島県警察本部のホームページで確認して下さい。)

【お問い合わせ先】

●福島県人事委員会事務局

2024-521-7590

●福島県警察本部 警務部 警務課 人事係 20120-276-314

住宅について

応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

7月28日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆西郷村 🐯0248-25-1117 ◆浪江町 **2**03-5638-5055

◆葛尾村 ☎0247-61-2850 ◆楢葉町(会津地区) **☎**0120-562-150 **☎**0120−562−171

◆双葉町 ☎0480-73-6880 (いわき地区)

◆南相馬市 ☎0244-23-7635

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ 願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

(県内避難者) 024-521-7698、7867

【受付時間:(毎日)8:30~17:15】

(県外避難者) 024-523-4157

2 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、 自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。 (8月末日までに入居可能な物件の申出を受付しています)。

なお、借上げ住宅特例措置の受付終了時期について現在調整しており、詳細は決まり次第お 知らせします。

◆対象世帯

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

ただし、以下の①、②の双方をみたす世帯については優先となるよう配慮しています。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等に より長期の避難が必要な世帯
- ② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当 該契約の継続が困難である世帯

◆住宅要件

- ① 原則として、月ごとの家賃等(共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。) が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたのもの ただし、一住戸への入居人数が5名以上(乳幼児を除く)の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについ て了承したもの

◆借上げ住宅の住替え

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住 替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

3 県外の借上げ住宅について(現在、県外に避難されている方が対象)

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様 の住宅対策を実施しています。

なお、7月28日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体 です。(直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。)

◆青森県 **\$**017-734-9580、9581

◆岩手県 **\$**0120-882-606

◆宮城県 **2**022-211-3257

◆秋田県 **2**018-860-4503

◆山形県 **\$**023-630-2640, 2646

◆新潟県 **20**025-280-5444、025-282-1775

◆栃木県 **2028-623-0618, 0619**

◆埼玉県 **20**048-830-5562、5563、5573

◆東京都 **2**0120-918-338 ◆神奈川県 **♥**045-210-5985 (8月1日から受付開始)

◆長野県 ☎026-235-7407

◆静岡県 2054-221-3081

◆兵庫県 ☎078-232-9564

◆沖縄県 ☎090-3794-0530、8217

※ その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援につきましては、現在、各自治体において検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況につきましては、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

(社団法人全国賃貸住宅経営協会 http://top.zenjyu.or.jp/vacancy/subsidy.html)

【担当】県外避難者支援担当 口口 24-523-4157

4 生活家電6点セットの支援について

仮設住宅、民間借上げ住宅や公営住宅等の応急仮設住宅への入居者は、日本赤十字社から下 記の家電6点セットの支援が受けられます。

①洗濯機、②冷蔵庫、③テレビ、④炊飯器、⑤電子レンジ、⑥電気ポット 受付は、住宅の入居にあたり窓口となった県、市町村へ問い合わせください。

※家電が届かない等についてのお問い合わせ

【日本赤十字社 東日本大震災復興支援お問合せ窓口】 200120-60-0122

5 民間賃貸住宅に係る家賃等返還手続きについて

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用(礼金、敷金、仲介手数料)及び家賃等月毎の費用(家賃、共益費、管理費)については、入居日にさかのぼって県が負担いたします。具体的な申請方法、窓口及び家賃等の対象範囲は後日お知らせします(契約書や家賃支払いに関する関係書類を保管しておいてください)。

6 旅館ホテル等から仮設住宅等への移転について

現在、旅館ホテル等へ避難していて、今後仮設住宅や民間借上げ住宅への入居が決定した場合は、旅館ホテル等にとって一般のお客様の受入れ準備が生じてきますので、以下の時点で旅館ホテルへお知らせください。

①町村から仮設住宅や民間借り上げ住宅等への入居の決定通知があった時 (退去日が未定であっても入居決定があった旨をお知らせください)

②旅館ホテルからの退去の日が決定した時(なるべく退去1週間前までには報告ください)

なお、県内の避難所(旅館・ホテルを含む)は、8月末をもって閉鎖することになりました のでお知らせします。仮設住宅の完成を待つなどの理由により、8月末までに移転出来ない場合は、各市町村へご相談ください。

【お問い合わせ先】 ●福島県観光交流課 ☎024-521-7398

医療・介護・健康について

○医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について

平成23年7月1日から医療機関等を受診する際及び介護サービスを受ける際には、医療機関等又は介護事業所等に「被保険者証」の提示が必要となりました。

また、下記の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要となります。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村(保険者)に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

- 災害救助法が適用されている被災地域(福島県全域)の住民であり、次のいずれかに該当する方
- ・ 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方(介護)
- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方(医療)
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院し収入が減少した方(介護)
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方(医療)
- ・ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する 指示の対象となっている方
- ・ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- ・免除期間は、平成24年2月29日まで(医療機関の入院時食事療養費・入院時生活療養費は厚生労働大臣が定める日まで(9月以降)、介護保険施設等の食費・居住費等の減免は平成23年8月31日までを予定)
- ※以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。(医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ)

8月1日から	郡山市(介護保険のみ)、南相馬市、田村市(国民健康保険・高齢者医療
	制度のみ)
9月1日から	白河市(介護保険のみ)
免除期間終了	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、
まで不要	飯舘村

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示(4月22日解除)の対象となっていた方(いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方)の利用者負担の免除は、6月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

【お問い合わせ先】

●医療保険:ご加入の各医療保険の保険者の窓口にお願いします。

●介護保険:各市町村(保険者)の窓口にお願いします。

教育について

1 高校等奨学資金貸付金(福島県奨学資金緊急採用)について

東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等 課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。

◆貸与月額 国公立:自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円

私 立:自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円

※保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

◆貸与期間 採用年度における1年間

◆利 子 無利子

◆保証人 連帯保証人1名(保護者)

◆応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要書類を添えて、学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

●在学している学校 または 福島県教育庁学習指導課 **♡**024-521-7775

2 被災児童生徒等就学支援事業について

1) 概要

東日本大震災により被災、または、原子力災害により避難している、幼児の幼稚園の入

園料・保育料を軽減する市町村事業、及び児童生徒が小中学校での就学に必要な学用品費等を支給する市町村事業に対して県が補助します。

- ② 事業実施主体 市町村
- ③ 事業の内容
 - ア 幼稚園(幼稚園就園奨励事業)
 - ◆対象者 震災により被災し、経済的理由により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
 - ◆対象経費 保育料、入園料
 - イ 小・中学校(就学援助事業)
 - ◆対象者 震災により被災し、経済的理由により就学困難となった児童生徒
 - ◆**対象費目** 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等
- ④ 手続きに関して
 - ・罹災証明、被災証明等及び聞き取りにより各市町村が被災状況を確認します。
 - ・この制度は、各都道府県で実施予定であり、避難先の県外市町村において補助を受ける ことが可能です。
 - ・子どもさんが通っている幼稚園、小・中学校をとおして、市町村教育委員会に申し込んでください。

【お問い合わせ先】

●各幼稚園、小・中学校または、お住まいの各市町村教育委員会 福島県教育庁学習指導課 **な**024-521-7775

■トピックス

<u>~皇太子さま、雅子さまが</u>来県されました~



7月26日、皇太子さまと雅子さまが来県し、 郡山市のビッグパレットふくしまの避難所と、 隣接する応急仮設住宅を訪問されました。

焼けつくような暑さの中、富岡町や川内村などから避難された皆さんの声にじっくりと耳を傾け、一人一人に温かい励ましの言葉をかけられました。

各種相談窓口のお知らせ

	*	50.59.18.54 50.59.18.54
内容	連絡先(TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談	T	
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-755-199	(独)日本原子力研究開発機構
		(10 時~21 時)
	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所
		(9 時~21 時)
	024-521-8127	8 時 30 分~21 時(毎日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556	日弁連(10 時~15 時:平日)
	024-534-1211	県弁護士会(14 時~16 時:平日)
	024-925-6511	
	0242-27-2522	
	0246-25-0455	
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	024–523–1501	8 時 30 分~21 時 (月~日)
(県窓口)		※毎週水曜(祝日含む)の13時~17
		時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
(東京電力関係)	0120-926-404	福島原子力補償相談室(コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時	間:8時30分か	ら17時15分まで(土日除く)】
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
	024-521-7165	
認知症に関する相談	024-522-1122	認知症コールセンター
(症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)		(10 時~16 時:平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101	中央児童相談所
	024-935-0611	県中児童相談所
	0242-23-1400	会津児童相談所
	0246-28-3346	浜児童相談所
こころの健康に関する相談	0570-064-556	精神保健福祉センター
(精神的な悩みや問題等)	024-534-4300	県北保健福祉事務所
	0248-75-7811	県中保健福祉事務所
	0248-22-5649	県南保健福祉事務所 ^ 対 (2 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対
	0242-29-5275	会津保健福祉事務所
	0241-63-0305	南会津保健福祉事務所
	0244-26-1132	相双保健福祉事務所
	024-924-2163	郡山市保健所
	0246-27-8557	いわき市保健所
	024-536-4343	(以上、9機関9時~17時:平日) 福島いのちの電話
	327 000 70 7 0	(10 時~22 時:土日含む)
	03-3414-5160	震災こころのサポートセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010	女性のための相談支援センター
	027 022 1010	(9~21 時)
	024-534-4118	県北保健福祉事務所
	0248-75-7809	県中保健福祉事務所
	0248-22-5647	県南保健福祉事務所
	0270 22 0071	A 1 4 1 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1

(241-63-0305)		0242-29-5278	会津保健福祉事務所
0244-26-1134 相双保健福祉事務所			
(81上、6 機関 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 : 平日)			
0243-23-8320 男女共生センター (月曜日休館) 火・ホーロ 9-12時、13-10時 13-10時 13-17時 15-26時 13-17時 15-26時 13-17時 15-26時 13-17時 16-20時 13-17時 18-20時 13-17時 18		0244 20 1134	
◆生活に関する相談 【受付時間:8時3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで (土 1 1 1 1 1 1 5 1 5 分まで (土 1 1 5 分まで (土 1 1 5 1 5 分まで (土 1 1 5 1 5 分まで (土 1 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5		0120-941-826	パープル・ホットライン(24 時間)
◆生活に関する相談 【受付時間:8時3 0分か 5 17 時 1 5 分まで (土日除く)】 教育に関する相談 224-521-7755 次 作財に関する相談 024-521-7755 次 (担保を)】 文化財に関する相談 024-521-7757 次 化財課 24-534-9193 次 (は島県歴史資料保存ネットワーウ (福島県歴史資料館) 24-521-7070 税務課 024-521-7089 滑費生活を制設 024-521-7089 滑費生活を制設 024-521-7089 滑費生活を制設 024-521-7089 滑費生活を制設 024-521-7089 滑費生活センター (毎日) (0243-23-8320	男女共生センター(月曜日休館)
◆生活に関する相談			
数育に関する相談	▲井洋に関する知識 【巫八吐	間、0時20公か	
文化財に関する相談			
文化財に関する相談 024-521-7787 024-534-9193 マル財課	教育に関する性談		教 総 物 誌
(24-534-9193	カルサル関する 担 談		文化計劃
生活福祉資金に関する相談 024-521-7322 社会福祉議議会 義援金に関すること 024-521-7302 税務課 024-521-7302 税務課 (自動車税・納税証明書など) 024-521-7069 消費生活センター (毎日) 漢語・中国語による相談 024-521-0999 消費生活センター (毎日) 漢語・中国語による相談 024-521-7316 (財)・福島県国際交流協会 受付時間・300-16:00(火・土) [震災に関する悪質商法 110 番」 0120-214-888 国民生活センター (10時~16 時) 次書に関する相談 (水・土壌) (24-521-7288 (大気) 024-521-7261 一般廃棄物・し尿処理に関する相談 024-521-7264 産業廃棄物、不法投棄に関する相談 024-521-7264 産業廃棄物・不法投棄に関する相談 024-521-7668 被災者住宅に関する相談 (県内) 024-521-7668 被災者の住宅に関する相談 (県内) 024-521-7668 (3:30-71:15) (福島県党事本部 生活安全企画課 位別する相談 024-521-4033 県建築士事務所協会 (平日8 時~17 時) (24-523-4157 福島県党事本部 生活安全企画課 (平日9:00~17:00) (大力・中枢・関する相談 024-521-3311 福島県が京本部 (平日9:00~17:00) (本島県学家本部 (平日9:00~17:00) (本島県が) (24-525-3311 福島県が、スポートセンター 全経営・労働に関する相談 024-525-4032 福島県が、スポートセンター 全経営・労働に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 4移営・労働に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 4移営・労働に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 4移営・労働に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 4移営・24-534-0928 (024-534-0928 (024-534-0928 (024-534-0938 (024-534-0938 (024-534-0938) (024-534-0938 (024-534-093	文化別に関する他談		
生活福祉資金に関する日談		024-534-9193	
 	 生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など) 024-521-7070			
(自動車税・納税証明書など) 024-521-7069 消費に関する相談 024-521-0999 消費生活センター(毎日)			
消費に関する相談 024-521-0999 消費生活センター (毎日) 英語・中国語による相談 024-524-1316 (財) 福島県国際交流協会 受付時間9:00~(16:00(火~±) 「震災に関する悪質商法 110 番」 0120-214-888 国民生活センター(10 時~16:時) 公害に関する相談 (水・土壌) 024-521-7258 水・大気環境課 (大気) 024-521-7261 小・大気環境課 産業廃棄物・不法投棄に関する相談 024-521-7264 産業廃棄物課・不法投棄対策室 被災者の住宅に関する相談 (県内) 024-521-7696 彼災者の住宅に関する相談 (県内) 024-521-7867 (3:30~17:15) 被災者の住宅に関する相談 (県外) 024-523-4157 福島県災害対策本部 応急危険度判定から復旧までの相談 024-521-4033 県建築士事務所協会 (平日 8時~17時) 本が近本をどの登記や戸籍の相談 024-521-4033 県建築士事務所協会 (平日 8時~17時) 伝急に関する相談 0570-003-110 法務省全国共通人権相談ダイヤル (福島県警察本部 (平日 9:00~17:00) 位犯罪に係る被害や捜査に関する相談 024-522-2151 (海線2024) (平日 9:00~17:00) 菅方不明者に関する相談 024-525-3311 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 養営に関する相談 024-525-3311 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 福島県 200~17:00) 標島県がスポートセンター ◆経営・労働に関する相談 024-525-4032 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 福島県 200~17:00) 帰産業振興センター 経営金融課 特定地域中小企業特別資金に関する 1024-525-4019 の24-534-0928 の24-534-0948 の24-534			10 0 100 MT 7
英語・中国語による相談			消費生活センター(毎日)
受付時間 9:00~16:00(火~土) 「震災に関する悪質商法 110 番」		024-524-1316	
公害に関する相談 (水・土壌) (大気) 024-521-7258			
公害に関する相談 (水・土壌) (大気) 024-521-7258	「震災に関する悪質商法 110 番」	0120-214-888	国民生活センター(10 時~16 時)
 一般廃棄物・し尿処理に関する相談 位業廃棄物、不法投棄に関する相談 位24-521-7264 産業廃棄物課、不法投棄対策室 被災者の住宅に関する相談(県内) 位24-521-7687 位3-612-7867 位3-612-7867 位3-7867 位3-787 福島県災害対策本部 の24-523-4157 福島県災害対策本部 の24-521-4033 県建築士事務所協会(平日8時~17時) 本務省全国共通人権相談ダイヤル 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談 の570-003-110 法務省全国共通人権相談ダイヤル 世犯罪に係る被害や捜査に関する相談 の24-522-2151 (内線 3024) 福島県警察本部(平日9:00~17:10) 福島県警察本部 県民サービス課(平日9:00~17:15) 電島県パスポートセンター 全経営・労働に関する相談 の24-525-4032 福島県パスポートセンター 全経営・労働に関する相談 の24-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 の24-525-4019 の24-534-0928 の24-534-0928 の24-534-0928 の24-534-0988 の24-534-0938 の24-534-0938 労働に関する相談 の24-534-0938 労働に関する相談 の24-534-0938 アオイロの24-534-0938 アオイロの24-534-0	公害に関する相談 (水・土壌)	024-521-7258	
産業廃棄物、不法投棄に関する相談 024-521-7264 産業廃棄物課、不法投棄対策室 被災者の住宅に関する相談(県内) 024-521-7867 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30~17:15) 被災者の住宅に関する相談(県外) 024-523-4157 福島県災害対策本部 の急危険度判定から復旧までの相談 024-521-4033 県建築士事務所協会 (平日 8 時~17 時) 不動産などの登記や戸籍の相談 0570-003-110 法務省全国共通人権相談ダイヤル 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談 0120-503-732 福島県警察本部 (平日 9:00~17:00) 福島県警察本部 (平日 9:00~17:00) (平日 9:00~1	(大気)	024-521-7261	
被災者の住宅に関する相談(県内) 024-521-7698 (8:30~17:15) 被災者の住宅に関する相談(県外) 024-523-4157 福島県災害対策本部 応急危険度判定から復旧までの相談 024-521-4033 県建築土事務所協会 (平日 8 時~17 時) 福島地方法務局 人権に関する相談 0570-003-110 法務省全国共通人権相談ダイヤル (福島県警察本部 (平日 9:00~17:00) 福島県警察本部 (平日 9:00~17:00) 福島県警察本部 (平日 9:00~17:15) 福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 9:00~17:00) 福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 9:00~17:00) 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 福島県がスポートセンター ◆経営・労働に関する相談 (受付時間:8時3 0分から17時15分まで(土日除く)) 経営に関する相談 024-525-4032 県産業振興センター 金融に関する相談 024-525-4019 保産業振興センター 相談 024-53-7348 024-534-0948 024-5	一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
024-521-7867 (8:30~17:15) 被災者の住宅に関する相談 (県外)	産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県外) 024-523-4157 福島県災害対策本部 応急危険度判定から復旧までの相談 024-521-4033 県建築士事務所協会 (平日 8 時~17 時) 不動産などの登記や戸籍の相談 024-534-1111 福島地方法務局 人権に関する相談 0570-003-110 法務省全国共通人権相談ダイヤル 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談 0120-503-732 福島県警察本部 (平日 9:00~17:00) 行方不明者に関する相談 024-522-2151 (内線 3024) 福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 8:30~17:15) 警察安全相談窓口 024-525-3311 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 震災特例旅券の問い合わせ窓口 024-525-4032 福島県バスポートセンター 参経営・労働に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-525-4019 保産業振興センター 相談 024-534-0928 024-534-0948 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル
応急危険度判定から復旧までの相談 024-521-4033 県建築士事務所協会 (平日 8 時~17 時) 不動産などの登記や戸籍の相談 0570-003-110 法務省全国共通人権相談ダイヤル 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談 0120-503-732 福島県警察本部 (平日 9:00~17:00) 行方不明者に関する相談 024-522-2151 福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 8:30~17:15) 警察安全相談窓口 024-525-3311 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 震災特例旅券の問い合わせ窓口 024-525-4032 福島県パスポートセンター ◆経営・労働に関する相談 (受付時間:8時3 0分から1 7時1 5分まで(土日除く)] 経営に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-525-4019 保産業振興センター 相談 024-534-0928 024-537348 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」		024-521-7867	(8:30~17:15)
不動産などの登記や戸籍の相談 024-534-1111 福島地方法務局 人権に関する相談 0570-003-110 法務省全国共通人権相談ダイヤル 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談 0120-503-732 福島県警察本部 (平日9:00~17:00) 行方不明者に関する相談 024-522-2151 (内線 3024) (平日 8:30~17:15) 警察安全相談窓口 024-525-3311 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 震災特例旅券の問い合わせ窓口 024-525-4032 福島県パスポートセンター ◆経営・労働に関する相談 (受付時間:8時30分から17時15分まで(土日除く)) 経営に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-525-4019 保産業振興センター 相談 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0928 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部
不動産などの登記や戸籍の相談 024-534-1111 福島地方法務局 人権に関する相談 0570-003-110 法務省全国共通人権相談ダイヤル 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談 0120-503-732 福島県警察本部 (平日9:00~17:00) 行方不明者に関する相談 024-522-2151 (内線 3024) 福島県警察本部 生活安全企画課 (平日8:30~17:15) 警察安全相談窓口 024-525-3311 福島県警察本部 県民サービス課 (平日9:00~17:00) 震災特例旅券の問い合わせ窓口 024-525-4032 福島県パスポートセンター ◆経営・労働に関する相談 (受付時間:8時30分から17時15分まで(土日除く)) 経営に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-521-7291 経営金融課 特定地域中小企業特別資金に関する 024-525-4019 の24-534-0928 024-535-7348 024-534-0928 024-534-0938 サ働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」			
不動産などの登記や戸籍の相談 024-534-1111 福島地方法務局 人権に関する相談 0570-003-110 法務省全国共通人権相談ダイヤル 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談 0120-503-732 福島県警察本部 (平日 9:00~17:00) 行方不明者に関する相談 024-522-2151 (内線 3024) 福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 8:30~17:15) 警察安全相談窓口 024-525-3311 福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00~17:00) 震災特例旅券の問い合わせ窓口 024-525-4032 福島県パスポートセンター ◆経営・労働に関する相談 (受付時間: 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで(土日除く)] 経営に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-521-7291 経営金融課 特定地域中小企業特別資金に関する 024-525-4019 の24-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0948 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会
人権に関する相談0570-003-110法務省全国共通人権相談ダイヤル性犯罪に係る被害や捜査に関する相談0120-503-732福島県警察本部 (平日9:00~17:00)行方不明者に関する相談024-522-2151 (内線 3024)福島県警察本部 (平日8:30~17:15)生活安全企画課 			(平日 8 時~17 時)
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
行方不明者に関する相談	性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部
(内線 3024) (平日 8:30~17:15) 警察安全相談窓口 024-525-3311 福島県警察本部 県民サービス課(平日 9:00~17:00) 震災特例旅券の問い合わせ窓口 024-525-4032 福島県パスポートセンター ◆経営・労働に関する相談 (受付時間:8時30分から17時15分まで(土日除く)】 経営に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-525-4019 経営金融課 特定地域中小企業特別資金に関する 024-525-4019 県産業振興センター 相談 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0948 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」			
警察安全相談窓口 024-525-3311 福島県警察本部 県民サービス課 (平日9:00~17:00) 震災特例旅券の問い合わせ窓口 024-525-4032 福島県パスポートセンター ◆経営・労働に関する相談 【受付時間:8時3 O分から17時15分まで(土日除く)】 経営に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-521-7291 経営金融課 特定地域中小企業特別資金に関する 024-525-4019 の24-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	行方不明者に関する相談		
(平日9:00~17:00) 震災特例旅券の問い合わせ窓口 ◆経営・労働に関する相談 【受付時間:8時30分から17時15分まで(土日除く)】 経営に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-521-7291 経営金融課 特定地域中小企業特別資金に関する 相談 024-534-0928 024-534-0948 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	敬威力人把张力		
震災特例旅券の問い合わせ窓口 024-525-4032 福島県パスポートセンター ◆経営・労働に関する相談 【受付時間:8時30分から17時15分まで(土日除く)】 経営に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-521-7291 経営金融課 特定地域中小企業特別資金に関する 024-525-4019 相談 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	言祭女王怕談怒口	U24-525-3311	
●経営・労働に関する相談 【受付時間:8時30分から17時15分まで(土日除く)】 経営に関する相談 024-525-4039 県産業振興センター 金融に関する相談 024-521-7291 経営金融課 特定地域中小企業特別資金に関する 024-525-4019 県産業振興センター 相談 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	
経営に関する相談024-525-4039県産業振興センター金融に関する相談024-521-7291経営金融課特定地域中小企業特別資金に関する相談024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938県産業振興センター労働に関する相談0120-610-145雇用労政課「中小企業労働相談所」		021 020 1002	
金融に関する相談024-521-7291経営金融課特定地域中小企業特別資金に関する相談024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938県産業振興センター労働に関する相談0120-610-145雇用労政課「中小企業労働相談所」	◆経営・労働に関する相談 【受付		
特定地域中小企業特別資金に関する 相談 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
相談 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	特定地域中小企業特別資金に関する	024-525-4019	県産業振興センター
024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938 024-534-0938 労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」	相談	024-534-0928	
労働に関する相談024-534-0938労働に関する相談0120-610-145雇用労政課「中小企業労働相談所」		024-535-7348	
労働に関する相談 0120-610-145 雇用労政課「中小企業労働相談所」		024-534-0948	
		024-534-0938	
(平日:9:00~16:00)	労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」
			(平日:9:00~16:00)

就職に関する相談		ふるさと福島就職情報センター
(就職相談・職業紹介)	024-525-0047	[ジョブカフェふくしま]
		(月~土:10時~19時)
	03-3545-6140	[Fターンセンター東京]
		(月~土:10時~18時)
(生活・就労相談)		ふくしま求職者総合支援センター
	024-995-5057	[郡山窓口]
		(月~金:8時30分~17時)
	024-525-2510	[福島窓口]
		(月・火・木~土:10 時~18 時 30 分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)		ふくしま就職応援センター
	0248-27-0041	[白河窓口]
	0242-27-8258	[会津若松窓口]
	0244-23-1239	[南相馬窓口]
	0246-25-7131	[いわき窓口]
 (看護職の就業に関する相談)	224 224 2522	(月~土:10時~19時)
(有護戦の派来に関する作談)	024-934-0500	福島県ナースセンター
		※福島県看護協会内
		(平日:8時30分~16時30分)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベートルーム)
		(13 時~17 時:土日を除く)
		※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739	ハイテクプラザ
工未表的砂戏曲版刻能	0246-44-1475	ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課
	【受付時間:8時	30分から21時まで(毎日)】
◆国・県が管理する道路などに関する相		
【受付品	時間:8時30分7	から17時15分まで(土日除く)】
国管理道路	024-546-4331	国土交通省
(国道 4号, 6号, 13号, 49号)		福島河川国道事務所
県管理道路に関する相談	024-521-9820	道路管理課
(上記以外の国道、県道など)		

「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

[PC] http://www.pref.fukushima.jp/j/

※ページ中段の「避難者の皆さまへ(生活支援情報)」をクリックしてください。

また、最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/nuclear/saigai.html ※ページの中の「避難所の皆さまへ」をクリックしてください。

市町村問い合わせ先一覧

		 			
地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
	南相馬市	0244-24-5232		白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330-1331		泉崎村	0248-53-2111
	♣₩ ╩ ╓╾ ∵	0242-56-2155	ı	中島村	0248-52-2111
	楢葉町 ※	いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551-2552	県南管内	矢吹町	0248-42-2111
相	富岡町 ※	0120-336-466	内	棚倉町	0247-33-2111
和双管内	川内村 ※	024-946- 3375·3378 3382·8828		矢祭町	0247-46-3131
内	大熊町 ※	0242-26-3844		塙町	0247-43-2111
	双葉町 ※	0480-73-6880		鮫川村	0247-49-3111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		会津若松市	0242-39-1111
	葛尾村 ※	0242-83-0271 三春出張所 0247-61-2850		喜多方市	0241-24-5221
	新地町	0244-62-2111		北塩原村	0241-23-3111
	飯舘村 ※	024-562-4200		西会津町	0241-45-2211
	いわき市	0246-25-0500		磐梯町	0242-74-1211
	福島市	024-535-1111	会津	猪苗代町	0242-62-2111
	二本松市	0243-23-1111	会津管内	会津坂下町	0242-84-1503
ı	伊達市	024-575-1111		湯川村	0241-27-8800
県	本宮市	0243-33-1111		柳津町	0241-42-2112
管 内	桑折町	024-582-2111		三島町	0241-48-5511
"	国見町	024-585-2111		金山町	0241-54-5111
	川俣町	024-566-2111		昭和村	0241-57-2111
	大玉村	0243-48-3131		会津美里町	0242-55-1122
	郡山市	024-924-7111	南	下郷町	0241-69-1122
	須賀川市	0248-75-1111	会津管	檜枝岐村	0241-75-2311
	田村市	0247-81-2111	管	只見町	0241-82-5050
	鏡石町	0248-62-2111	内	南会津町	0241-62-6100
	天栄村	0248-82-2111			に役場機能が移転しています。
県	石川町	0247-26-2111	」広野町 」	-	ステムテクノロジー(株)いわき工場 常磐上湯長谷町釜の前1番地)
中管内	玉川村	0247-57-3101	楢葉町	T 会津美里町本郷庁 (会津美里町字北)	
内	平田村	0247-55-3111	富岡町 ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目 52 番地)		52 番地)
	浅川町	0247-36-4121	川内村	す ビッグパレットふくし (郡山市南二丁目	
	古殿町	0247-53-3111	大熊町	T 会津若松市役所追 (会津若松市追手®	
	三春町	0247-62-2111	_ 双葉町 	T 旧騎西高校 (埼玉県加須市騎	西 598-1)
	小野町	0247-72-2111	浪江町 	丁 県男女共生センタ (二本松市郭内一	
			章 葛尾村 飯錠村	(会津坂下町稲荷	塚 77)

飯舘村

旧飯野町役場庁舎内

(福島市飯野町字後川 10 番地の 2)